

令和3年第2回定例会(6月)議決結果

第2回定例会が令和3年6月10日から21日までの12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など15議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会において、計画の見直しなどの審議を行うことができるよう、所掌事務に「計画の見直し」を追加するとともに、委員会の名称を「芦屋町公共施設等総合管理計画審議会」へ変更するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号カードの再発行手数料に関する箇所を削除するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町町有墓地の設置及び管理に関する条例の制定

(可決 満場一致)

町有墓地の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

●芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和3年3月31日に「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、固定資産税の課税免除の奨励措置に関する引用法令及び条文を改めるため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

給食センター運営審議委員会の委員構成の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ4,600万円の増額補正を行うものです。

歳入＝子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る国庫負担金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝新型コロナウイルスワクチン接種に伴う人件費を計上したほか、子育て世帯生活支援特別給付金や芦屋町地域公共交通会議補助金などを増額計上しています。

【契 約】

●緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(6棟)請負契約の締結

(可決 満場一致)

緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(6棟)について、約5,090万5千円で契約を締結します。

【人 事】

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度、田中信代氏を推薦します。

氏 名 田中 信代

生年月日 昭和30年6月22日

住 所 芦屋町大字山鹿

【その他】

●町道の路線認定

(可決 満場一致)

北九州市との接続道路の整備完了に伴い、芦屋・青葉台線の町道認定を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う芦屋町一般会計補正予算(専決第1号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

総務省及び厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」に基づき、令和3年度における対象者に対して、国民健康保険税の減免を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

●芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

(可決 満場一致)

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するため、会議規則の一部を改正するものです。

【意見書】

●選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

(否決 賛成少数)

選択的夫婦別姓制度の法制化について国及び国会に対し、民法の改正を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【決議】

●新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

(可決 満場一致)

医療従事者をはじめ新型コロナウイルス感染症対策に携わる全ての人々に対し、敬意と感謝の意を表する決議です。

※決議の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●令和2年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

新型コロナウイルスワクチン接種事業や山鹿詰所建替事業等について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

国民宿舎マリントラスあしやにおける生け簀ろ材取換工事について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告

夢リア・プラザ改修工事について繰越額が決定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●専決処分事項の報告

所得制限外住宅の住宅使用料等滞納者に対し、建物明渡し及び未払住宅使用料等の支払いを求める訴えの提起を行いました。については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、未払住宅使用料等の支払いを求める支払督促の申立てを行いました。が、異議の申立てがあったため、訴訟手続に移行しました。については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。